

★ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十号）（健康福祉総務課）

一 改正の要旨

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、応急仮設住宅の設置等に係る支出の限度額を改めるなどの改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年六月七日